



12月20日 10時30分公表

令和4年12月20日  
内閣府（防災担当）

## 令和4年12月17日からの大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について【第3報】

### 1. 災害の概要

令和4年12月17日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県は4市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】 長岡市 (ながおかし) 柏崎市 (かしわざきし) 小千谷市 (おぢやし)	12月19日	令和4年12月17日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用
魚沼市 (うおぬまし)	12月20日		

### 2. これまでにとられた措置

- ・炊き出しその他による食品の給与 等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付  
阿部、安東、齋藤、高橋、富田、佐々木  
TEL 03-5253-2111（内線51276）  
03-3503-9394（直通）